

重 要 事 項 説 明 書

(介護老人保健施設サービス)

(令和 7 年 2 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設オアシス 2 1
- ・開設年月日 平成 6 年 8 月 1 日
- ・所在地 石狩市花川南 7 条 5 丁目 3 番地
- ・電話番号 0133-72-0021 ・ファックス番号 0133-72-4882
- ・管理者名 野 澤 崇 志
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0157680034)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

〔目 的〕

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

〔運営方針〕

- ① 利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービスに基づいて、看護・医学的管理の下における介護、リハビリテーション、その他日常生活に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行ない居宅における生活への復帰を目指します。
- ② 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外は原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。
- ③ 地域の中核となるべく、居宅介護支援事業者、その他の保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村との綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ④ 明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービスの提供に努めます。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものと共に利用者の同意を得て実施するように努めます。

- ⑥ 利用者情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行なわないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解をえることとします。

(3) 施設の職員（勤務）体制

単位＝人

	入所・短期入所		通所リハビリ		業務内容
	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤	
医 師	0.70		0.30		利用者の医学的身体管理、協力病院との連携等
	勤務時間（9：00～17：00）				
薬剤師		0.36			調剤・服薬指導
	勤務時間（9：00～12：30）				
看護職員	10.00	0.94	1.00	0.60	看護
	勤務時間（日勤 8：45～17：15 夜勤 16：30～9：00）				
介護職員	27.00	4.69	11.00	2.35	介護
	勤務時間 早出 7：00～15：30 日勤 8：45～17：15 遅出 11：30～20：00 夜勤 16：30～ 9：00		早出 7：30～16：30 早出 8：00～17：00 日勤 9：00～18：00		
支援相談員	3.00		1.00		利用者・家族との相談、関係機関との連絡・調整、市町村との連携等
	勤務時間（8：45～17：15）				
作業療法士	3.00		2.00		リハビリテーション
	勤務時間（8：45～17：15）				
理学療法士	3.00		4.00		
	勤務時間（8：45～17：15）				
言語聴覚士	0.50		0.50		
	勤務時間（8：45～17：15）				
管理栄養士	1.00		1.00		献立の作成・栄養管理等
	勤務時間（8：45～17：15）				
介護支援専門員	1.00				施設サービス計画の作成
	勤務時間（8：45～17：15）				
事務職員	4.00				
	勤務時間（8：45～17：15）				
その他	18.80				

※看護職員・介護職員・通所担当の作業療法士等・調理員・清掃はシフト勤務による週休2日

(4) 入所定員等

- ・定 員 100 名（うち認知症専門棟 50 名）
- ・療養室 個 室（10.19 m²） 12 室、
2 床室（18.32 m²） 4 室、
4 床室（33.64 m²） 20 室

(5) 通所定員 60 名

2. サービス内容

(1) 介護保険給付によるサービス

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
入所利用者は、週に 2 回以上ご利用いただきます。ただし、ご利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑤ 医療・看護（病状にあわせた医療・看護を提供します。但し当施設で行なえない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療になります。）
- ⑥ 介護（排泄・離床・着替え・整容のお手伝い）
- ⑦ シーツ交換（週 1 回行ないます。但し汚れた場合は随時交換いたします。）
- ⑧ リハビリテーション（言語聴覚士・作業療法士等による機能訓練をご利用される方の心身機能に合わせて実施いたします。）
- ⑨ 相談援助サービス・行政手続きの代行
- ⑩ 栄養管理（栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理）
- ⑪ 娯楽設備（カラオケ・麻雀・ビデオ鑑賞・ピアノ等）

(2) 介護保険給付以外のサービス

- ① 食事（原則として食堂でおとりいただきますが、場所・時間等ご希望がございましたらお申し出ください。）
 - 朝食 8 時 00 分～9 時 00 分
 - 昼食 12 時 00 分～13 時 00 分
 - 夕食 18 時 00 分～19 時 00 分
- ② 居室（4 床室・2 床室・個室をご用意しています。2 床室・個室は 1 人当たり、床面積が 8 m²以上あり、洗面所・トイレを備えた特別室として提供いたします。）
- ③ 理美容サービス（申し出により、委託業者が行ないます。火曜日と金曜日但し祝祭日を除きます。）
- ④ 喫茶室等（月 1 回 2 階ハマナス公園を利用し喫茶店を開きます。）

- ⑤ レクリエーション・行事（餅つき・ひな祭り・夏祭り・お誕生会・敬老会・クリスマス等）
- ⑥ クラブ活動
- ⑦ 預かり金管理

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

医療機関の名称	医療法人喬成会 花川病院
院 長	生駒 一憲
所 在 地	石狩市花川南 7 条 5 丁目 2 番地
電 話 番 号	0133-73-5311
診 療 科	内科・リハビリテーション科
入 院 設 備	回復期リハビリ病棟 180 床

医療機関の名称	医療法人ピエタ会 石狩病院
院 長	須江 洋一
所 在 地	石狩市花川北 3 条 3 丁目 13 番地
電 話 番 号	0133-74-8611
診 療 科	内科・消化器科・循環器科・外科・整形外科・肛門科・泌尿器科・人工透析
入 院 設 備	許可病床 110 床 透析 30 床

医療機関の名称	社会医療法人延山会 北成病院
院 長	棚澤 哲
所 在 地	札幌市北区新川西 3 条 2 丁目 10 番 1 号
電 話 番 号	011-764-3021
診 療 科	内科・循環器内科・呼吸器内科・消化器内科・リハビリテーション科
入 院 設 備	一般病床 54 床 療養病床 84 床

医療機関の名称	医療法人社団白水会 木の実歯科
院 長	蓑輪 隆宏
所 在 地	札幌市手稲区西宮の沢 1 条 4 丁目 10-17
電 話 番 号	011-685-8211
診 療 科	歯科

4. 施設利用に当たっての留意事項

食 事	利用される方の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせません。特別の事情がない限り施設の提供する食事をお召上がりいただきます。
来訪・面会	面会時間 9時～19時 来訪者は面会時間を遵守し、必ず1階受付窓口にて面会申出書に記入、面会中はネームを着用していただきます。来訪者が宿泊する場合は、必ずナースステーションに申し出て許可を得てください。
外出・外泊	医師の許可が必要です。前日までにサービスステーションへお申し出ください。
他医療機関の受診	当施設の紹介状が必要です。事前にサービスステーションにご相談ください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
煙草・飲酒	敷地及び施設内は全面禁煙となっています。ご協力願います。飲酒は医師の指示により可能です。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。またやみくもに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	私物の持ち込みはなるべく控えていただくようお願いいたします。持込をご希望される場合は事前にサービスステーションへお申し出ください。
現金等の管理	現金は自己管理とし、小額のお小遣い程度にさせていただくようお願い致します。また、原則として施設での現金のお預かりは出来ませんのでご了承ください。
宗教活動・政治活動等	施設内での他の入所者に対する営利行為、執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物の飼育・持込	施設内でのペットの飼育はお断りします。一時的な持ち込みを希望する場合は、事前に申し出ることににより相談に応じます。

5. 非常災害対策

災害時の対応	別途定める「介護老人保健施設オアシス 21 消防計画」に則り対応いたします。
隣接との協力関係	併設する花川病院と協力体制を組んでいます。
平常時の訓練	別途定める「介護老人保健施設オアシス 21 消防計画」に則り年 2 回夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。
防災設備	スプリンクラー・避難階段・自動火災報知器・誘導灯・ガス漏れ報知器・防火扉・シャッター・屋内消火栓・非常通報装置・避難器具・非常用電源
消防計画	石狩消防署への届出日 2019 年 7 月 5 日 防火管理者 久保 馨

6. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。（苦情責任者：施設長 相談窓口：支援相談員 Tel0133-72-0021）

なお所定の場所に備えつけられた「声の窓口」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。また、お住まいの市町村相談窓口及び国保連合会（苦情係直通 011-231-5175）へ申し出てもいただけます。

7. 第三者評価

実施の有無	有
公表した直近の年月日	令和 6 年 11 月 28 日
評価結果の開示状況	北海道介護サービス情報公表センター http://www.kaigojoho-hokkaido.jp/

8. 施設入所サービスについて

（1）介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用者の介護保険証を確認させていただきます。

(2) 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、介護サービスをどのように提供すれば家庭への復帰が可能な状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

(3) 利用料金

- ① ご利用料金は、別紙料金表のとおりです。
- ② 日用品及び特別室・テレビ・冷蔵庫等を希望される場合は、利用申込書により申し込みを受け、同意をいただいたうえでご利用いただきます。
- ③ 支払い方法
 - ・お支払い方法は口座振替のみとなります。
 - ・毎月 10 日までに前月利用分の請求書を発行させていただきます。
 - ・毎月 27 日（非営業日の場合は翌営業日）が振替日となります。
 - ・請求書に前月分の領収書を同封いたします。